

第7期古賀市介護保険運営協議会（令和2年度第3回）議事録

標題の件について、下記のとおり実施したので、古賀市介護保険運営協議会規則（以下「運営協議会規則」という。）第6条に基づき議事録を作成する。

1. 日時 令和2年7月17日（金）19時00分から20時40分まで
2. 場所 サンコスモ古賀 201・202研修室
3. 出席委員 甲斐信博 会長、福岡綱二郎 副会長
大久保康裕 委員、高田武代 委員、加藤伊知郎 委員
酒井康江 委員、河村正彦 委員、柴田壽一 委員
中野淳子 委員、前野早月 委員
4. 欠席委員 なし
5. 傍聴者 なし
6. 報告・議事
 - (1) 介護保険サービス事業所の指定・廃止について
 - (2) 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画「第2章 高齢者を取り巻く現状と見込み」について ※将来推計を除く
 - (3) 古賀市地域包括支援センター業務委託について
7. 資料
 - 【資料1】 介護保険サービス事業所の指定・廃止について
 - 【資料2】 第8期介護保険事業計画・第9次高齢者保健福祉計画「第2章 高齢者を取り巻く現状と見込み」について ※将来推計を除く
 - 【資料3】 古賀市地域包括支援センター業務委託公募説明会資料（案）

8. 署名（規則第6条第2項）

会長	印
会長の指名する出席委員	印

9. 会議内容

(1) 部長あいさつ

(2) 会長あいさつ

(3) 介護保険サービス事業所の指定・廃止について 資料 1

事務局より説明。

【質疑なし】

(4) 第 8 期介護保険事業計画・第 9 次高齢者保健福祉計画「第 2 章 高齢者を取り巻く現状と見込み」について 資料 2

事務局より説明。

【質疑】

- ニーズ調査回答者の年齢構成が前回に比べ、後期高齢者が大幅に増えている。原因は何か？
⇒ 前は、65 歳以上の 4 月と 8 月の誕生月の人を対象としており年齢構成を意識していなかった結果、地域や年齢等で結果にばらつきがあった。今回の調査では、地域ごとに年齢を 3 区分（65～74 歳、75～84 歳、85 歳以上）に分けてそれぞれ抽出したことで、後期高齢者の対象者が増えている。

- 人口推計は、現状よりも高い数字となっている。人口を多く推計することで、介護保険にどのような影響があるのか？
⇒ 人口から要介護認定者、介護サービス利用者を推計していく。人口が多くなることで認定者の増加が見込まれるため、結果として全体の介護サービス見込量も増えていく。一方、介護保険料は高齢者人口で割り振ることから、人口が多くなると一人当たりの負担は軽くなる。そのため、高齢者人口が増えたから一概に介護保険料が上がるということではない。

- 今まで、外出や自宅外での活動や地域での助け合い活動を促進してきたが、新型コロナウイルス感染症予防で自粛となり、元の生活に戻すことが難しい状態となっている。
今回、新型コロナウイルス感染症を経験し、今後をどのように考えていくのか。一過性のものか考えるのか、また同様の状況があるか。今回の経験を活かした事業を盛り込むべきではないかと思う。
⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響により、他のイベントと同様に地域活動の実施が困難となった。7 月より市主催の出前講座やイベント等は開催するようになったが、感染症対策を講じた上で実施している。
また、ワクチン等が開発されれば予防接種を促進するなどの方法があると考えている。
地域活動等についても、大きく方向性を変えることはないが、自宅外での活動ばかりで

なく、自宅のできるような活動も推進していく。

外出促進やつどいの場での活動推進等、これまで通り実施していくが、新しい生活様式を踏まえ、家トレの推進やインターネット、リモート等の活動の推進も盛り込んでいきたい。

- 新型コロナだけでなく、感染症対策をどのように考えるかが必要だと思う。スタンダードな対応としてどうしていくのかというような姿勢、心構えが必要となってくる。
- P22 図表 3-5 について、介護療養型医療施設から介護医療院へ移行が進んでいるが、これは何らかのメリットによる「効果」としてみていいのか。
⇒ 介護療養型医療施設が廃止となり、介護医療院に転換が進んでいる結果としか言えない。
- P35 のニーズ調査の回答で、健康づくり活動や趣味等のグループ活動に「参加したくない」と回答しているが、その理由を聞くことで介護予防活動の検討ができるのではないか。
- P46、47 のニーズ調査の回答で、介護を家族が負担に感じるとの回答がある。介護サービスとして介護を提供していくのではなく、介護方法を専門職員が高齢者の介護を行っている家族に指導していくようなサービスを考えてみてはどうか。
- P14 の認知症高齢者の日常生活自立度の考察で、「要介護度の高い人が増加すれば、要介護（支援）認定者のうち認知症日常生活自立度がⅡ以上の人の割合も増加していく」とあるが、逆の見方（認知症自立度が高くなるから要介護認定者が増える）も言える。片方からだけを見ると誤解を与えてしまうのではないか。
- 新規認定者の原因疾病について、主治医意見書の病名だけでみると状況が想像しがたい。難しいかもしれないが、何が原因で介護状態になったのかを機能的な分類で考えることも必要ではないか。
- グラフや表について、視覚的に分かりやすい見せ方を工夫してみてはどうか。より問題にしたい点や、アピールしたい点を強調してもいいと思う。
- グラフの色を、数字の大きいものから小さいものにグラデーションになるように配色してはどうか。
- ニーズ調査の「バスや電車を使って1人で外出していますか」の設問は、「できない」という回答の中でも、交通網がなくて外出ができないこともある。機能的にできないのか、環境的にできないのかを分かるようにしたらどうか。
- 例えば、「100m 歩ける高齢者は元気な高齢者です」みたいな具体的に目標を出すことも必要だと思う。

- 受給者 1 人あたりの在宅サービス給付月額を筑後市、太宰府市、久留米市と比較しているが、なぜこの市を選んだのか。
- ⇒ 県内で高齢化率が同程度の市と比較するためにこの 3 市を選んだ。

- アンケート調査について、2016 年との比較は良いが、表ばかりで見にくい。2019 年度の結果のみしか掲載していないものもあるが、2016 年度の結果がないからか。2016 年度の結果が気になる。
- ⇒ 経年で分析した方がよいものは、2016 年度からの経年データで分析をし、2019 年度データのみの結果から分析が出来たものについては経年比較を行っていない。

- P45 図表 4-32 について、自宅と施設を分けているが、境目がわかりづらい。

- P59 からの校区別の図表が表ばかりで見にくい。また、数字の大きいものから並べているが、数字が大きくても良いものと悪いものがある。並べ方を検討してみてはどうか。

(5) 古賀市地域包括支援センター業務委託について 資料 3

事務局より説明。

【質疑】

- 資料 12 ページ、14 ページの表記に誤りがある。
 - 12 ページ VII 委託料 1 (1) の説明文
 - 誤 「II 委託業務内容 1 業務内容 (2) ～」
 - 正 「II 委託業務内容 1 業務内容 (1) ～」
 - 14 ページ VIII その他 2 の説明文
 - 誤 「経理は、II 2 (1) 包括的支援事業、II 2 (2) 指定介護予防支援業務分・II 2 (3) 第 1 号介護予防支援事業業務分との 3 つに区分し、II 2 (4) その他の業務は、II 2 (1) 包括的支援事業の経理に含んで計上すること。」
 - 正 「経理は、II 1 (1) 包括的支援事業、II 1 (2) 指定介護予防支援業務分・II 1 (3) 第 1 号介護予防支援事業業務分との 3 つに区分し、II 1 (4) その他の業務は、II 1 (1) 包括的支援事業の経理に含んで計上すること。」

- 業務内容で、基幹型の役割が分かりにくい。基幹型と委託型の業務内容の区分が分からず、仕様書をみると全て委託型に業務が移るように見えるがそうなのか。
- ⇒ 委託をするにあたっての仕様書のため、基幹型の業務を記載することは難しいが、公募説明会資料等において基幹型と委託型の役割を明確に示したい。

- 委託法人が決定してから引継ぎ期間があまりにも短い、基幹型はどのように委託型をサポートしていくのか。
- ⇒ 基幹型を残したのは、これまでのノウハウを伝えサポートするためでもあり、4 月から基幹型の職員が委託型への研修期間として数か月の支援を考えており、継続的にサポート

する。

宗像市においても同様の実施形態で包括支援センターを委託しており、研修期間として数か月に渡って指導を行い、委託型への移行を行ったと聞いている。

○ 委託料に上限があるが、どのように考えればいいのか。実施した事業に対して委託料を積み上げていくというような考え方なのか。

⇒ 事業に応じた委託料ではなく、全体の事業をパッケージ化したものとイメージしてもらいたい。今の直営包括支援センターが実施しているもの全てを委託するものではなく、企画立案業務は基幹型で実施する。現在実施している業務について、基幹型と委託型のそれぞれの役割や、どのように基幹型と委託型で連携していくのかは、分かりやすい資料を作成し、説明会等において示すようにする。その資料については、説明会の前に会長に確認していただきたい。委託型の法人には、民間のノウハウを活用した業務運営体制により上限額の範囲内で見積もってもらいたい。

○ 近隣の委託状況は把握しているか。この委託方式は、宗像市以外でも取り入れている保険者はあるのか。できれば古賀市を把握している法人に受託してもらいたい但他市では委託法人はどのような法人なのか。

⇒ 県内に5つの保険者が同様の委託方式をとっているが、宗像市の例を挙げると委託先は6か所あり、5つの法人が委託を受けている。委託法人は、宗像市内の医療法人、社会福祉法人が受託をしている。

○ 委託料の上限額はどのように算出したのか。

⇒ 現在の直営包括支援センターで必要な費用や近隣保険者の費用を参考に算出した。多くは人件費だが、その他事業費等を積算している。委託をすることで、一般的には費用がおさえられるような印象をもつが、今回の委託方式では、費用は現在（直営）より増額となることを見込んでいる。質を上げていけるようによりしっかりやっていきたい。

(8) その他

次回開催は9月を予定。